

問合せ:子育て相談窓口 ☎ 0495-74-0205 FAX 0495-77-2117

項目	日 時	場 所	内容・その他		
に こ に こ 相 談 日 〜妊婦さんから 子育て相談〜	午前9時20分~11時20分 保健センター		妊娠中のことや、お子さんに関することをご相談くだ さい。お子さんの身長・体重の計測も行っています。		
療育相談心理相談	お子さんの健やかな成長を応援するため理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による相談を行っています。「言葉が遅い」「発音が不明瞭」「なかなか歩かない」など発育・発達面の心配ごとがある方は、子育て相談窓口へご連絡ください。				

項目	対 象	日 時	内容・その他
3 歳 児健 康 診 査	 平成29年6月~7月生まれ 	11月6日(金) 受付時間:対象者に通知	身体測定、尿検査、内科診察、歯科診察、 育児相談、歯みがき相談など
1 歳 児健 康 診 査	令和元年9月~11月生まれ	11月30日(月) 受付時間:対象者に通知	身体測定、内科診察、育児相談、歯みが き相談など
1歳6か月児健康診査	平成31年3月~ 令和元年5月生まれ	12 月 11 日(金) 受付時間:対象者に通知	身体測定、内科診察、歯科診察、育児相 談、歯みがき相談など

※該当児には、案内通知を郵送します。通知が届かない場合は、上記子育て相談窓口までお問合せください。

◆全国共通救急電話相談ダイヤル(24時間365日対応)

急な病気やけがに関して、相談員(看護師)が医療機関を受診 すべきかどうかなどをアドバイスします。相談者の年齢は問いま せん。

55#7119

本048-824-4199(IP電話などの場合)

※☎#7000(大人の救急電話相談)と☎#8000(小児救急電話相談)も今までどおりご利用できます。

◆休日急患診療所(内科系疾患)[本庄市児玉郡医師会]

本庄市保健センター(本庄市民文化会館となり)内で、内科系で比較的症状が軽く、入院の必要がない方の診療を行います。

20495-23-3322

※診療以外に関するお問い合わせ・電話相談はご遠慮ください。

診療日 日曜日·休日·年末年始(12/30~1/3) 平日木曜日夜間

時間 午前9時~正午、午後1時~4時、午後7時~10時

※平日木曜日夜間は、午後8時~10時

※健康保険証を持参してください。

※夜間の診療は午後9時45分までに受付をしてください。

◆救急車を呼ぶほどではないけれど

救急車を呼ばなくても病院等へ行くことが出来る場合、そんな時の医療機関の情報をご案内します。

☎0495-24-1119(24時間対応)

児玉郡市広域消防本部

◆新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ☎0570-783-770(土日祝日も含め24時間受付) FAX048-830-4808(埼玉県保健医療政策課内)

◆在宅当番医療機関(午前中のみ)

月日	医療機関名	☎ 0495
11月1日(日)	上 武 病 院	21-0111
11月3日(火·祝)	鈴木外科病院	72-1235
11月8日(日)	関根内科外科医院	77-7667
11月15日(日)	はにぽんクリニック	22-3596
11月22日(日)	千 田 医 院	76-0041
11月23日(月·祝)	昭 和 産 婦 人 科	22-2025
11月29日(日)	高山整形外科	22-3245
12月6日(日)	田 所 医 院	22-3445
12月13日(日)	辻クリニック	35-1116

※当番医は変更になる場合がありますので、確認してからおでかけください。

広告
広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。
広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

「部落差別の解消の推進に関する法律」について

問合せ 総務課 庶務担当 **☎**0495-77-2114 FAX0495-77-3915

「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存知ですか?

これは、日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、差別のない社会を実現することを目的としているものです。

【部落差別とは】

部落差別(同和問題)とは、日本の歴史的過程のなかでつくられた身分的差別によって、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるという日本固有の重大な人権問題です。

【どのような法律か】

- ・「部落差別」の表現が初めて法律に表記され、現在もなお差別が存在するということが示されました。
- ・憲法の理念からも、部落差別は許されないこと、解消することが重要な課題であることが示されました。
- ・部落差別解消のための教育および啓発の必要性が明記されました。

【この法律の制定の背景】

現在もなお、同和問題に関する差別発言やインターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。これらは、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されない行為です。一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため、部落差別解消の必要性について理解を深めることが重要です。

【人権相談はこちら】

- ・みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) 0570-003-110
- ・インターネット人権相談受付窓口(法務省)「インターネット人権相談」で検索

受診前には検温と電話をお願いします

問合せ 保健センター ☎0495-77-4041 FAX 0495-77-0550

インフルエンザや風邪の流行時期になります。医療機関を受診するときは、必ず以下のことを守ってください。

「インフルエンザ?風邪かな?」

と思って医療機関に行く前には 必ず「検温」してください。



「熱がある!」ときは 診察を受ける医療機関に 必ず「電話」してから受診してください。

- ※新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの判別には、検査が必要です。
- ※電話をした時の医療機関の指示に従ってください。

「新型コロナにうつらない・うつさないためにご協力をお願いします。」



KAMIKAWA 11月号 14